

在宅医療アドバイザー
業務委託企画提案仕様書

令和4年10月
山梨県福祉保健部医務課

在宅医療アドバイザー 業務委託企画提案仕様書

1 目的

本委託は、県内における訪問診療の提供件数増加を目的に、病院・診療所等における在宅医療の導入・規模拡大に係る取り組みを支援するため、病院及び診療所を対象に、在宅医療の導入・規模拡大について個別具体的な助言を行うアドバイザーの派遣を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

令和3年度在宅医療スタートアップ支援事業研修会に参加した約50箇所の医療機関を中心に、個別の診療所や病院の要望に応じてマーケティング調査を実施し、在宅医療の開始、拡充や在宅療養支援診療所の経営等のコンサルティング等を行うアドバイザー派遣業務を実施する。

ア 業務内容

(ア) アドバイザー派遣業務に関すること

(イ) その他

アドバイザー派遣業務に関する問い合わせ対応等

イ 記業務内容に係る留意事項

(ア) アドバイザー派遣業務の内容について

- a 令和3年度在宅医療スタートアップ支援事業研修会に参加した医療機関を中心とした県内医療機関（病院・診療所）に対し、アドバイザー事業を周知し、希望のあった医療機関に対して、アドバイザーを派遣すること。
- b アドバイザー派遣による支援内容は、次のテーマを含めた内容とすること。

テーマ
市場調査、診療圏の設定
事業計画の策定
営業支援
医療機器・医療材料選定
運営書類
行政手続き
診療オペレーション

- c アドバイザー派遣は1医療機関に対して1回あたり1～3時間程度、2回以上行い、8医療機関に対し合計35回の実施を想定する。
- d アドバイザーの派遣が35回に満たない場合は業務委託料を減額する。派遣1回あたりの経費を算出すること（派遣日程調整費、広告宣伝費は含めない）。
- e 令和3年度在宅医療スタートアップ支援事業研修会に参加した医療機関以外であっても、在宅医療の開始、拡充を目指しており、医師等が勤務等する医療機

関も派遣対象とすることとし、希望者が多数の場合は、県と協議の上、派遣先を決定すること。

f 令和3年度在宅医療スタートアップ支援事業研修会に参加した医療機関を中心とした県内医療機関(病院・診療所)に対する周知方法についても広く提案し、確実な周知を実施すること。

g 事業計画により事業実施スケジュールを明確にすること。

ウ 職員等

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、在宅医療や山梨県の在宅医療の現状に精通した的確な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

エ 体制等

本業務を施行するに当たり、乙は、同様の業務や官公庁都道府県からの委託による医療機関への経営支援等を実施した実績があれば可能な範囲で甲へ通知し、業務体制についてもあらかじめ明確にすること。

4 委託料

委託料上限 10,714,000円(消費税及び地方消費税含む)

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとする(紙媒体1部および電子媒体(CD-ROM)も提出すること)。実績報告書は全体の実績報告の他に、医療機関ごとに取りまとめた報告書も作成すること。

(2) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により医務課に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、2営業日以内に議事録を作成し県に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準表

区分	評価項目	配点
事業の 的確さ ・ 実現性	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか	10
	仕様書のテーマに沿ったアドバイザーの支援内容・支援手法が具体的に記載されているか	10
	経費の積算根拠や内訳は適当か、アドバイザー派遣1回あたりの算定金額は妥当か	10
	アドバイザー派遣の周知方法が明確かつ妥当か	10
	アドバイザーは在宅医療や本県の在宅医療の現状に精通し、かつ適格な認識や豊富な知識を有しているか	10
	確実に業務遂行が可能な事業計画となっているか	5
コンサルティング 実績	類似事業や、官公庁又は都道府県からの委託による医療機関への経営支援等の実績を活かし、本事業の運営に貢献することが見込まれるか	10
実施体制	業務を実施できる組織や体制が整っているか。責任者が明確化されているか	5
	安定的な事業運営ができる組織や体制、財政基盤があるか	5
	情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか	5
その他 提案 アピール	事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか	10
価格	最も低い費用の提案者を10点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数 = 10 × 最低価格 / 見積価格（小数点以下四捨五入）	10

計100点